

はじめに

1 策定の基本的考え方

都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。

東京都の都市計画区域マスタープランは、「東京の新しい都市づくりビジョン」（以下、「都市づくりビジョン」という。）において明らかにした将来像の実現に向けて、政策誘導型の都市づくりの方向を都市計画に位置づけ、個別の都市計画を定める場合のよりどころとなる方針を示すとともに、都市づくりビジョン策定後に制定された「都市再生特別措置法」や「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」などに基づく新たな制度の活用を含めた都市づくりの展開の方針を総合的に示すものである。

2 平成12年法改正の主旨

(1) マスタープランとしての位置づけの明確化

改正前は、市街化区域、市街化調整区域の区分を定める都市計画区域についてのみ、「整備、開発又は保全の方針」を定めることとされていた。

改正後は、全ての都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められることが法に明記され、マスタープランとしての位置づけが明確になった。

(2) 策定対象区域の拡大

改正前の整備、開発又は保全の方針は、区域区分を定める都市計画区域を対象に定めることとされていた。

改正後は、全ての都市計画区域を対象に都市計画区域マスタ

ープランを定めることとなった。

東京都では、従来、整備、開発又は保全の方針を定めていなかった島しょ部においても、都市計画区域マスタープランを定めることとなった。

東京都内の都市計画区域

（26区域、参考図1「東京の都市計画区域」参照）

・区 部 東京都市計画区域

・多摩部 19都市計画区域

注：保谷市・田無市の合併に伴い保谷都市計画区域及び

田無都市計画区域を変更し西東京都市計画区域とする。

・島しょ部 6都市計画区域

注：三宅都市計画区域は今回除く。

(3) 都市計画区域マスタープランに定める事項

都市計画法第6条の2に基づき、次のことを定めた。

都市計画の目標

区域区分の決定の有無、区域区分を定める場合は区域区分の決定の方針

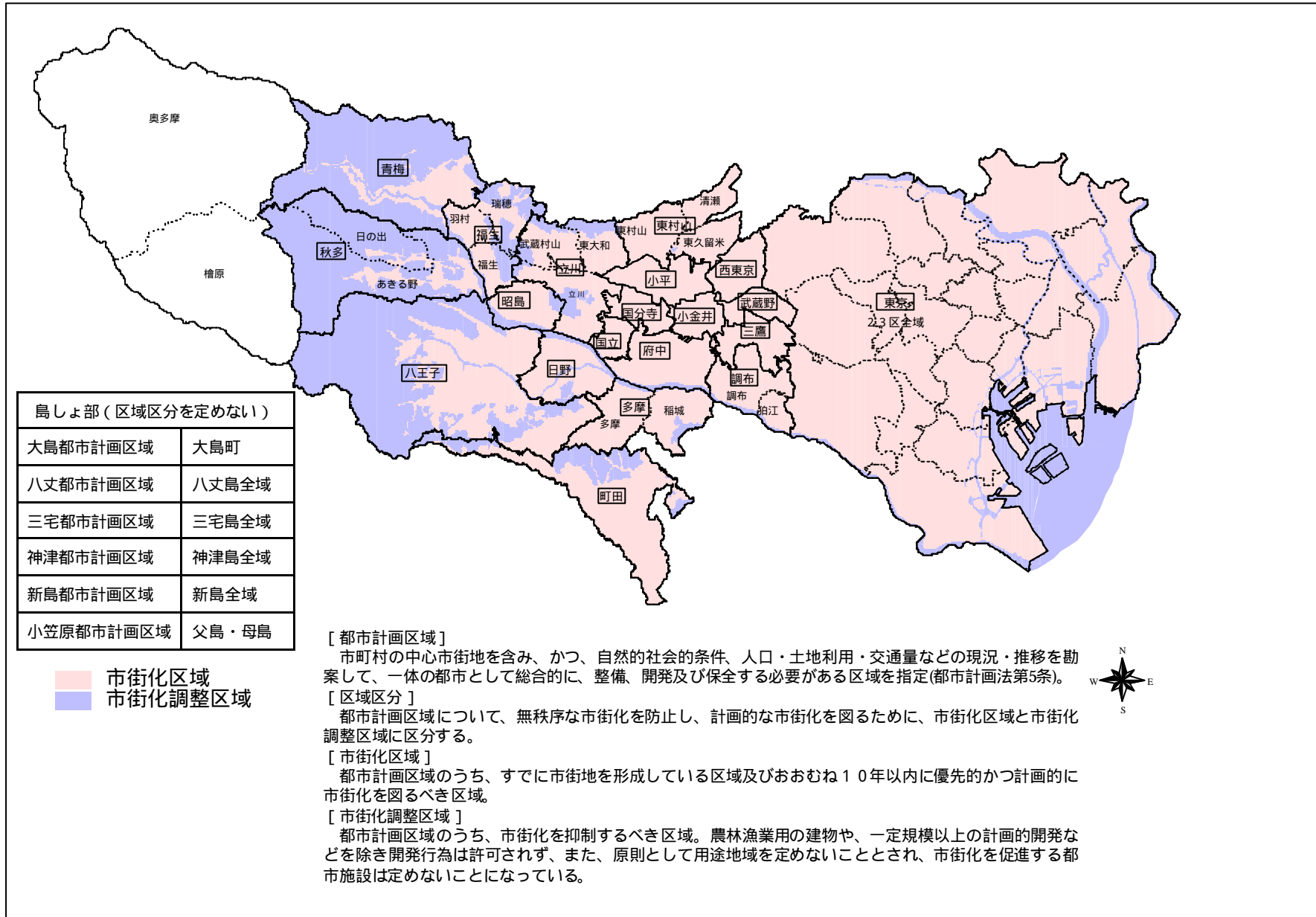
土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

上記の法に掲げる項目のほか、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針」について、独立した項目を立てている。

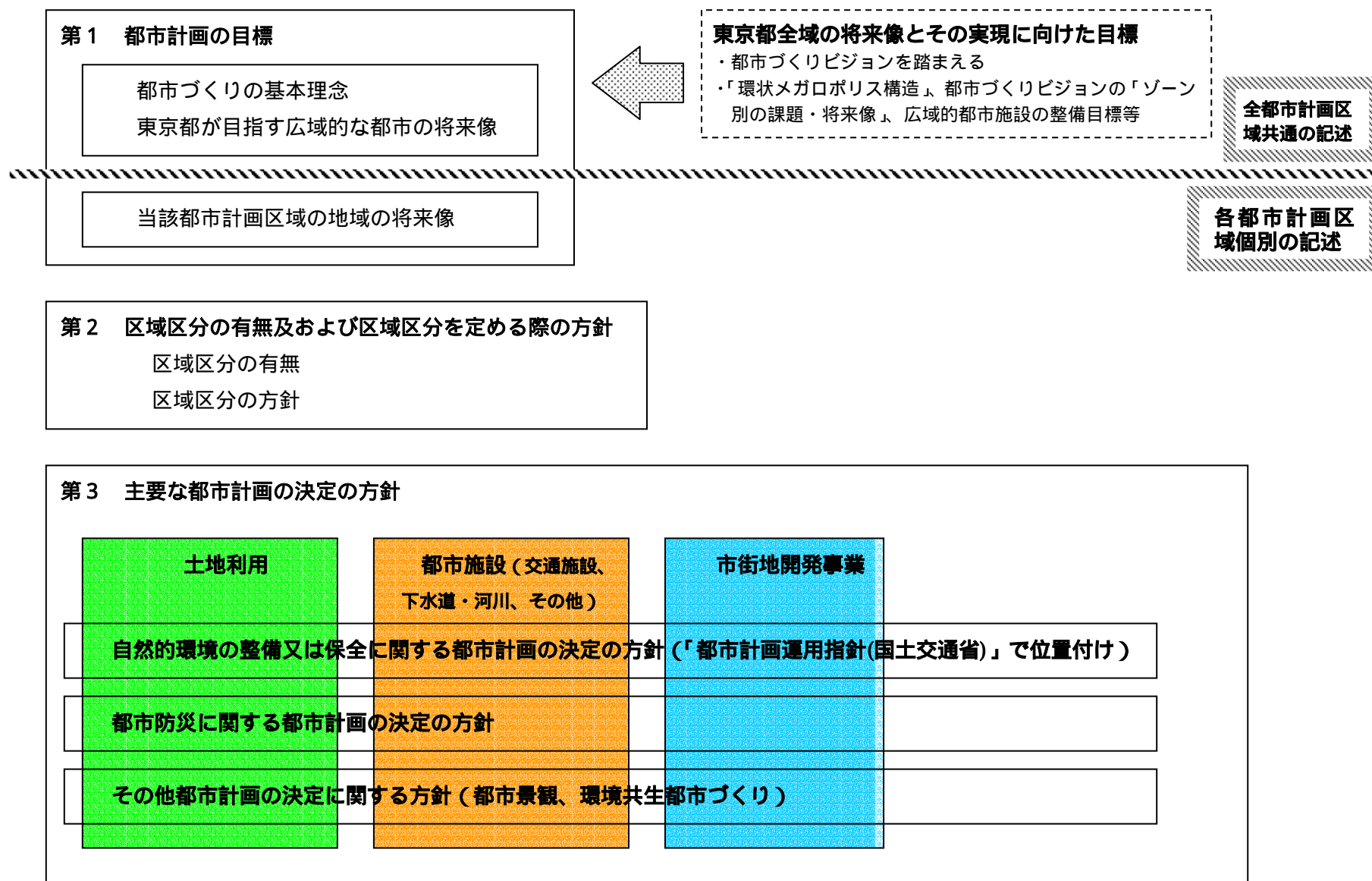
また、各種の都市計画を定める際に踏まえるべき共通の観点として、都市防災、景観形成、環境共生について東京都独自の項目を立て、それぞれ都市計画の方針を定めている。

（参考図2「都市計画区域マスタープランの基本構成」参照）

(参考図1 東京の都市計画区域)



(参考図2 都市計画区域マスタープランの基本構成)



3 主な経緯

- 12年 5月 改正都市計画法公布
- 12月 東京構想2000策定
- 13年 3月 東京都都市計画審議会答申「社会経済情勢の変化を踏まえた東京の新しい都市づくりのあり方について」
- 5月 改正都市計画法施行
- 10月 東京の新しい都市づくりビジョン策定
- 14年 3月 東京都都市計画審議会答申「東京における土地利用に関する基本方針について」
- 5月 都が作成した区部、島しょ部の原案（当初案）を各区及び島しょ部の町村に照会、多摩部の各市町に原案作成のための資料提示を依頼
- 12月 区市町村の資料をもとに原案を作成
- 15年 3月 原案の構成、概要について都民にインターネットで公開、意見聴取
- 7月 素案作成、中間報告、素案縦覧
- 9月 素案に対する公聴会開催
- 10月 都市計画案の作成
- 11月 区市町村への意見照会
- 16年 1月 案の公告・縦覧
- 3月 東京都都市計画審議会
- 4月 決定告示（4月22日）

